

## 第8回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月23日(金) 午後1時55分から午後2時42分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員  
農業委員  
1番 志村 喜光      2番 小林 良次      3番 山田 政文  
4番 佐藤 總明      5番 蔦木 正彦      6番 天野 千明  
7番 梶原 勝      9番 矢頭 恵造      10番 山崎 公江  
11番 米山 義一      12番 小俣 民男      13番 和田 廣行
- 4 欠席委員  
8番 西村 恒男      14番 佐藤 孝義
- 5 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。  
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。  
日程第4 報告第6号 転用確認証明交付に対する報告。  
日程第5 その他
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 坂本 和彦      主幹 竹下 仁      主任 岡部 啓三
- 7 会議の概要  
事務局      定刻となりましたので、ただ今から始めたいと思います。それでは、互礼を行いたいと思います。ご起立願います。  
相互に礼。ご着席ください。  
それでは、ただ今より令和元年第8回農業委員会委員会総会を開催致します。  
会長あいさつ、志村会長お願いします。  
会 長      毎日、暑い日が続く季節柄でございますが、お忙し中をご出席頂き誠

にありがとうございます。

私たち23期の農業委員会は丁度ここで丸2年が経ちました。残りあと1年と言う事になりました。

1年間の任期ですが引き続き皆様方のご協力を頂きまして、より良い大月の農業を発展させて行きたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

また、9月からは農地の利用状況調査が始まりますので、引き続きまた皆様方に宜しく申し上げます。

さて、本日の案件は3条が1件、5条が3件、皆様のご協力を得て本総会がスムーズに行きます様お願い申し上げ挨拶といたします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、西村委員・佐藤委員が欠席の連絡が入っておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

会議を開始するに当たりまして、委員の皆様をお願いを申し上げます。

会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。議事の円滑な進行に、ご協力をお願い致します。

## 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

2番 小林 良次 委員 13番 和田 廣行 委員、を指名致します。

## 日程第2 会期の決定

議長 続きまして、日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議がありませんので、本日、一日と決定致します。

### 日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1については、申請者が〇〇委員の親族になりますので、〇〇委員には審議の間、退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、申請番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、2ページの地図と3ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は合計で〇〇〇m<sup>2</sup>です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地は、〇〇〇〇の南に位置する第2種農地です。

周囲の状況は、北面・東面は宅地、南面は農地、西面は道路となっています。

申請理由につきましては、農業経営の拡大です。

譲渡人の〇〇〇〇は、土地を相続しましたが、県外在住で管理もできないと言う事で北側にある宅地とともに処分を考えておりました。

譲渡人より、譲受人である〇〇〇〇が宅地と農地を買い入れ、露地野菜を栽培する計画であります。

譲受人の〇〇〇〇ですけど、〇〇〇〇地区に〇〇〇〇m<sup>2</sup>の農地を所有すると共に、〇〇〇〇の顧問として農業経営をしております。

農業者の資格は有しているものと思います。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

同じ〇〇地区の山田政文委員をお願いします。

山田委員 先週の金曜日16日の日に、事務局そして会長と現場を見てきました。

場所はお手元の資料2ページに図面が有りますが、〇〇の小学校を上がって行って突きあたった所を右に行って斜線が赤で書いてあるこの

土地です。

〇〇さんの家は右下に〇〇〇〇と有るのが自宅です。

今事務局から有ったのですが、上の宅地については数年前に買ってあると〇〇さんに確認いたしました。前の畑が未だ買って無かったのでここで購入と言う事になったようです。

〇〇〇〇のお兄さんと言う事で、今回私の方で現場を見させて頂きました。

先程、説明が有りましたけど野草のさとの方を主にやっているみたいですよ。

既に皆さんご承知の方多いと思いますけど、その中心メンバーに〇〇さんと言う事で、特に問題はないと言う事です。

どうぞ宜しくお願いいたします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は、挙手を願います。

ございませんか。

それでは、質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

それでは、〇〇委員に戻って頂きます。

(〇〇委員着席)

議長 続きまして、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に意見を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法5条の規定による許可申請が3件ありました。

申請番号1について説明します。

5ページの地図と6ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は合計で〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地は〇〇〇〇、〇〇〇の西300mに位置する第2種農地です。

周囲の状況は、東面が農地、西面は宅地となっています。

申請理由につきましては、面積は非常に少ないですけど、6ページの写真をご覧いただきたいと思います。

譲渡人の畑のすぐ横が譲受人の宅地になります。宅地と農地が有る訳ですけど、境界線を誤ったまま60年以上もこのままで居りました。

赤線の三角形の部分が実は隣の土地の農地だったと言う事で、この度申請が有りました。

住宅を新築した際、境界線の錯誤が判明し将来的に是正したいと言う事で申請が有りました。

譲渡す方も先代の頃から全く気付かずに使っていたと言う事で、無償で贈与して良いという話になっているようです。

一応形とした追認になりますので、始末書が出ておりますので、読み上げます。

文章が長いのでポイントの部分だけ読みたいと思います。

「私が物心付いた時、申請の家は既に私の家の庭の様に成っていました。私は数年前、〇〇〇〇様のお父さん、既に亡くなっておりますが、お父様から境界線をはっきりするためブロックを置こうと言う風に言われました。しかし、この時も私の庭の一部に〇〇様の農地が有ることは聞いておりませんでした。今年3月に私の新築住宅が完成し、土地家屋調査士さんに測量してもらい、初めて私の敷地であると思っていた土地の一部が〇〇様の農地である事を知らされ私は大変驚きました。

60年以上に渡って現在の状況が続いて居たとは言え、私は私の父が注意していれば防げた事であると思ひ心より反省しております。

今後この様な事が無いように、十分に注意してまいりますので、どうぞ寛大なご処置をお願い致します。」

と言う事で、宅地として使っていた〇〇〇〇の方から出ております。今、始末書に有る様に両方でブロックを置いた所に確かに石が置いて有ったのですけど、そこの境が間違えて、実はこちら側だったとそういう事です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いい

たします。

地区担当の米山義一委員にお願いします。

米山委員 今、説明が有りました様にこの間16日に事務局と私と、現地を見て参りました

6ページの説明なのですが、6ページの写真の様に車の進入路になっていますので、おそらく昔からそのまま人間と車と進入して居たのではないかと思います。

今、始末書に有ります様に全く双方とも気付かずに60年近く其のままにしてあったと言う事であります。

最近右側の写真で、今年の3月に新築したと言う事で測量士さんが入って、こういう事は往々にして有るのですが、測量士さんが入って現地を測量した結果、こういう案件が出たと言う、こういう事であります。

お互いに〇〇さんと〇〇さん共に理解して居りますので特に異議ないと思いますが、皆様の審議を宜しくお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は、挙手を願います。

はい、山田委員。

山田委員 参考に聞きたいのですが、地籍調査はこの辺全部終わっているのですか。

米山委員 その件につきましては、数年前に畑倉地区は終わっていますが、特にその時は出なかったと言う事は不思議なくらいですが、私も詳しいことは把握しておりません。

山田委員 地籍調査は修正になるの。

議長 それはどうですかね。

坂本課長 所有者は合っているのだと思います。

登記簿でこの人が載っているはずだから。

山田委員 線が変わっちゃうはずなのだが、確定していたと言う事になればね。

坂本課長 地籍調査が済んでいて、家屋調査士さんが多分地籍調査を復元したただけけど、中に入っているのがその時多分分かっていただけだけど、今の人たちは分かっていないだけ。

修正するところに出てくる前に手続してからでないと思えない  
と思う。

山田委員 分かっていたと言う事。

米山委員 地籍調査したと言う事は昔の話です。地籍調査したと言う話は、だから私も全然記憶にないし何年何月にしたと言う事ははっきりは聞いてないので一応したよと言う話は聞いています。

山田委員 分かりました。

議 長 その他ございますか。

それでは、質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2については、申請番号3と同一の計画となりますので一括上程、一括審議したいと思います。事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号2と3について、説明します。

7ページの地図と8ページ・9ページの写真を合わせてご覧ください。  
まず、申請番号2から申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇外1筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請地は、〇〇〇〇の南位置し周囲の状況は、西面は山林、他の面は農地です。

申請理由につきましては、太陽光発電施設の建設とそのための進入路です。

地図で言いますと、細長い部分が進入路で、今までもそこに入るための農地の進入路として使っておりました。広い四角の部分が太陽光発電施設を建設する予定となっております。

譲受人は〇〇〇〇に住み、太陽光発電の設置業を営んでいます。

譲渡人は高齢で農地を手放したいと言っておりました譲渡人から農地を買い入れ、太陽光パネル340枚を設置し49.5キロワットを発電する計画を持っております。

続いて、申請番号3について説明します。

申請地は〇〇〇〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は先程と同じ〇〇〇〇です。

地図では、緑色の斜線の部分、非常に小さな部分ですけど〇〇㎡ですので非常に狭い部分になります。

9ページの写真を見て頂ければ分かり易いと思いますが、先程の申請地は道路から少し下がり奥になった所に位置してしまっていて、この部分を通らないと中に入れないと言う形状になっています。

これまでも、畑に入るにはこの土地を通らないと入れないと言う事でしたので、この度太陽光発電をするにあたり使用貸借でこの部分を借入れ、進入路を確保したいと言う計画です。

以上、合わせてですけどご審議お願いします。

議長

続きまして、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。

地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員

斜線の部分の直ぐ上で私の土地も半分くらい有りまして、この太陽光発電につきまして同意をと言う関係もございます。

写真から見まして綺麗に耕作している感じですけど、今話がありました様に、今〇〇歳なる人が未だ農業をやっているのですけど、息子さんが先に亡くなられて止む無く土地を手放している状況です。

太陽光よりはこう言う雰囲気のところですので、できれば農業を継続して頂きたかったですけど、そんな様な状況の中でやむないと思っています。

特に問題はございませんので、宜しくお願い致します。

以上です。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質疑のある方は、挙手を願います。

ございませんか。

それでは、質疑がないようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。



#### 程第4 報告事項

議長 それでは、日程第4報告事項、報告第6号について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、10ページと11ページの写真を合わせてご覧ください。

転用確認証明書の発行は1件でした。

所在地は、〇〇〇〇。

申請者は、〇〇〇〇です。

転用目的は、送電用の鉄塔です。

前回の総会の時に許可は不要であると言う事が出された案件でございます。

既に何年も前からここに建設されて居た訳ですけど、この度地目を正しくしたいと言う事で〇〇の方から申請がございました。

現地を確認して証明書を発行しております。

以上ご報告いたします。

議長 この件について、質問・ご意見はございますか。

無いようですから、次に参ります。

#### 日程第5 その他

議長 日程第5その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

葛木委員。

葛木委員 先程の〇〇〇の件ですけど、これ農用地外ですけど土も場所も良いように感じますけど、農振外と農振農用地と振り分けはどういう風なのですか。

例えば、〇〇など土は悪いし、こんな所が農振地区になっていたり、一寸なんか矛盾している所が有るのだけれど、農振地区というのは優良農地と言う事ですよ、こちらの方が優良と思うけど、そういう尺度とこのを今後のために聞きたいのですが、どういう判断なのか。

坂本課長 尺度はですね、曖昧なのです。

当時、県で何㎡欲しい、何ヘクタール欲しいと言う事で、全部篩にかけていて何年かに一度は見直しをしているのですが、こんな所が入っていて、こんな所が外れている事がいっぱい有るのですね。

農業の事業を起こしたところは必ず農振に入りますけど、ここは今まで何も事業が入ってなくてそのままなのです。

葛木委員 県で指定している。

坂本課長 基本的には県の指定です。

新たに指定する所は、今事業をかけた所しか指定はしていない。

事務局 農振法という法律が有って、課長が言った様に土地改良とか圃場整備とか入はいると言うとそこは転用出来ないよという事でかかるんですけど、以前は税の優遇とかと言う事で農振が掛ったと言う事ですけど。

葛木委員 再度やり直すと言う事はないのか。

坂本課長 市としても県の方に、全部見直してくれとよくしているのですが、県である程度の面積が欲しいので、その面積に達しないと他を辞められないとか。

葛木委員 今回もこんな良いところを農振にして変な所は外すと言う事は出来ないということか。

坂本課長 そういう事ですね。地主さんとするとなれるだけ農振にかけたくないので今更中々賛成がもらえないです。

議長 それではそれで良いですね。他に何かございますか。

佐藤委員

佐藤委員 毎回、農地法3条・4条・5条の審議でこの会議が終わってしまう状態で、事務局の方でちゃんとした受付とか審査をして、あと担当農業委員の人が調査する事によって、ここで挙手をする、そういう事をする事と自体が形骸化状態のような気がするのですね。

それはそれで必ずしなければならないから、それで良いのですが、その他に農業委員として提言するような問題点があるかどうか。

大月駅の北口の広場は今、ホテルが建とうと、その場所は道路が狭くて道の駅を造るじゃないよと、また猿橋の駅は〇〇〇〇が3年ぐらい先には廃業状態になる、そういう所に道の駅を造って大月の農業を振興して農業

委員会として市に提言してはどうかと言う事を何時も思って居るのですが、どういうものでしょうか。

議長 只今のご意見に対してご意見ございますか。

もう少し、3条・4条・5条以外の事でも何か活動が出来るのではないかとこの模索ではないかと思うのですが。

葛木委員 今度、新しい市長さんになって、〇〇委員さんも議員になって農業の事はいろいろ詳しいですけど、市会の方で頑張ってくれると思うのですが、いいチャンスはないと言う事ですかね。

山田委員 非常に前向きなご意見だと思いますよ、今たまたま猿橋の駅の北側ですね、そこは市の総合計画に位置付けられている所ですけど、区画整備方式でやって〇〇〇〇をとか周辺は空き家が結構多いらしいのですよ、それを整理して〇〇〇〇の跡に〇〇〇さんが入ってくるという話もあるのですが、具体的に決まった訳では無いのですが、地元としては道の駅を造って欲しいと話が今、私の方にも聞こえてきていますが、色々あそこには幼稚園・保育園を市の駐車場の所に作ろうかと言う話もあって、理事長まで決まっているという話だからかなり具体的だと思うのですが、地元としてはそれも含めて色んな多様な意見が有ります。

委員会でその時に話題が有れば皆ですなりあるいは此処に市の担当者来て頂いて話をして貰うとか、そういう様な事で良いのかなという風に思いましたので、是非また事務局と会長・課長もそうですが、せっかく集まる機会があるので出来ればいいのかなと私は思いましたのでよろしく願いいたします。

議長 今、佐藤委員から具体的には猿橋の駅、北口と言う事が出ておりますがそういう事を含めて何かしたいこうしたいと言う事が有りましたら、今日今すぐに此処でと言う訳にはいかないと思いますので、次に次回に1ヶ月間で課題としていかがでしょうか。

具体的にそして9月になりますと農地調査は入って来ますから、其れも含めて色々先の方での出来るよう立案したいと言う事で考えておりますがいかがでしょうか。

葛木委員 農業委員会で陳情書というか。

議長 県に出すものは毎年やっているではないですか。要望として、そこは農業施策を担う農業委員会なので大月市に対しても、市内全域が太陽光発電になってはいけないのではないかというそういう提言をするとか、今ある直売所を回って様子を伺ってどうですかと言う事をやるとか、そういうことをいくつかやれると思うのですね。

事務局 色々ご意見頂きありがとうございます。

県の方には毎年意見を出していますが、一応知事には行くというのが全部の市町村から来たものを纏めていくので中々ここの意見が其のままというのは難しいかもしれませんが、今までには中々市の方に直接というのは無かったので、今貴重なご意見を頂きましたので一寸また会長・代理などと相談してまた意見を出す時は推進委員の方のご意見を頂きながらまた機会を作りたいと言う風に思っております。

先程、会長が言いませんでしたが、市長の方に代理と一回挨拶に行ってきましたので、市長も変わりましたので、ここで新たな形で提言という形で意見書を出すというのが良い事かと思っておりますので、一寸時間を頂いて、皆様のご意見をまた集約して考えたいと思います。

ありがとうございます。

佐藤委員 都留の道の駅の場合は、リニアが開通するまで、そうすると農産物のはけ口というのは、大月は出している人もいるのですが、其れも無くなってしまうと、観光客も来なくなる。

そうするとやっぱり大月は大月で独自でそういう所が有ったら儲かる〇〇そういうあれも必要になるかと思えます。

事務局 先程も、道の駅の話も少し出たりはしたのですが、中々直ぐにという物でも無いのですが、市長の方とも話もそんな話題も出たりしたので、農業委員会としての意見と言う事でそんなものを含めて、皆様色々意見をお持ちだと思うので意見をお聞きして考えて行く様にしたいと思えます。

葛木委員 (道の駅は) 大月市の開発ですと言う事ですね、その整備は。

坂本課長 大月市ではないです、民間主導ですね。

葛木委員 例えば道の駅をするにも民間か誰かがやるという事か。

山田委員 道の駅は基本的に市が設置して、農協とか別の団体に任せるのが基本。

蔦木委員 市で作ると言う事か。

山田委員 細かい事までまだ決まってないですね、総合計画を見ると土地区画整理と書いてあるのですね。

坂本課長 区画整理までは市でやりますけど。

山田委員 区画整理も市でやる区画整理と地元の人が集まってやる区画整理と二つある。

組合施工と市施工と有って、それをどちらでやるかも決まっていない。

今あの地域で組合にして、推進していこうという人は見当たらないと言う事が現状のようです。

7人以上が集まって組合ができるのですが、あそこは地図を見ても空き家が殆どでないですね。

これは、市がやるしかないのかなと、これは私が勝手に思っている話で、これから市は真剣に考えてくれると思うけど。

蔦木委員 一時買収と言う事は無いのですか。

山田委員 道路の県道が有りますね、移設が一つの課題で、それが今の〇〇〇〇の橋を渡った所が駅の方に抜ける。

買収方式というのが有ってかかる方に買収するという方式が有るので、それをしてしまうと残地が出たり、後の宅地がどうなるか分からないから市の総合計画の位置付けは区画整理。

区画整理の方が理想的なのです、皆が少しずつ土地を出してするこの方式が一番良いのだけど、それをするには市がしっかり指導助言できないと出来ない。

市が声を掛ける時は方針をしっかり決めて行かないといけない、地元も結構熱くなっていて、道の駅を作って欲しいという意見も結構有るのですよ、それが聞こえて来ているし市長も知っている話なのですよ。

だから大月駅の北側が有るからその後だよと言っているけど、話が始まってから何年もかかる、だからこっちをやりながらこっちも取り掛からないととてもじゃないけど終わらない。

その辺が重要な課題かなと思う。

坂本課長 　　ただ提言として、農作物がこれだけ作れるのだから我々は売りたいのでそういう施設を作ってくれと早いうちに言った方がいいですよ。

山田委員 　　そうすると今言った猿橋の人たちもバックアップに成るのではないですか、農業委員会として。

蔦木委員 　　道の駅とかというものは、〇〇〇とかそういうのが入れるのか。

坂本課長 　　どういう扱いにするのかね、小さい所だけでするのか大きなところも入れるのか。

山田委員 　　面積的に〇〇〇と道の駅が両方出来るかどうか面積的に。

〇〇〇だって今駐車場はすごく広い、借地料は高いが継続して借りないと地主との約束があるので、もし来るとしたらあそこは物流倉庫とする。

具体的にはまだ何も決まっていないが、話としてそういう話です。

蔦木委員 　　あそこに会社が有ったね。〇〇〇で借りていると言う事。

議　　長 　　〇〇〇が買い取ったのです。周りの駐車場は賃貸です。もう期限が切れる。

本体だけ残すという計画です。あとは返すかもしれないが返された方は困ると言う事ですね。

これは、この辺でよろしいですか。

今、事務局で言った様に次への提言をしたいと思いますので時間を下さい。

蔦木委員 　　〇〇市長がいる時に、道の駅の話が有ったのです。私が提案して議員で是非お願いしますと話、何とか努力はしますと言っていたので、自分ではやる気やそういう考えはある。

議　　長 　　他に有りますか。

それでは事務局からございますか。

事 務 局 　　連絡して有りますけれど、8月30日に農地パトロール推進会議を予定していますので、2時からですけどご主席をお願いします。

通知の中にも入れておきましたが、9月12日の富士東部地区の研修会につきましては、8月30日の推進会議の時に詳細をお配りします。

例年と同じ形の対応をしたいと考えておりますが、併せてご予定して

頂きたいと思います。

以上2点ですが、宜しくお願い致します。

議長 その他ございますか。ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第8回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。